

**令和5年度（第2回）
泉大津市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画
＜会議要旨＞**

- 日 時：令和5年10月23日（月）10時00分～
- 場 所：泉大津市総合福祉センター 第3会議室

■次 第

1. 開会
2. 案件
 - （1）泉大津市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の素案について
 - （2）パブリックコメントの実施について
 - （3）その他
3. 閉会

■出席状況：

＜出席者＞

- | | |
|---------------|----------------------------|
| 小田 浩伸 委員（委員長） | ：大阪大谷大学教育学部長 |
| 橘 艶子 委員 | ：泉大津市身体障がい者福祉会会長 |
| 寺本 百代 委員 | ：泉大津手をつなぐ親の会会長 |
| 竹内 滋子 委員 | ：泉大津市・忠岡町精神障がい者家族会 ひまわり家族会 |
| 浜田 寛 委員 | ：泉大津市民生委員児童委員協議会 |
| 森口 孝彦 委員 | ：泉大津市社会福祉協議会事務局長 |
| 貝澄 典子 委員 | ：公募市民 |
| 平 由貴美 委員 | ：公募市民 |

＜欠席者＞

- 川西 真由美 委員（副委員長）：泉大津市ふれあいキャンペーン実行委員会委員長

＜傍聞者＞

1名

■議事概要

—事務局から「泉大津市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の素案」について

資料説明一

委員長 17p についての意見である。私は児童発達支援センターの立ち上げ等にも関わらせていただいたこともあり、やはり目が行ってしまう。令和3年度、4年度の実績について、0箇所とのことである。実際そうであり、後半にも記載があるが、令和4年度は事業所の選定等様々なことに取り組んできた。これは実績に入らないのか。ここにも令和5年度から開始するという内容は入らないのか。つまり、この実績だけを見た場合、この数年間で設置が0箇所であったという結果だけが残るということである。せっかく令和4年度に非常に大事な準備をし、令和5年度にはスタートしたのに、それは実績にならないのかということが1つ目の意見である。

同様に43pも児童発達支援センターについての内容であるが、「令和5年度中には設置することになっている」とのことである。しかし、この素案を出すのは令和5年10月付であり、その整合性に疑問を感じる。同ページの下部分をみると、令和5年度には設置「済」となっている。この整合性を整えていき、令和5年4月から開設していることは大きなひとつの成果であるので、もっと強調してもよいと考える。

最近の重要な動向として、こども基本法があるが、それについての記述は必要ではないのか。児童の権利の条約に関係し、令和5年4月からあったはずであり、これから大事になってくる法律である。この計画を何年と続けていくのであれば、どこかに記載があってもよいと感じた。

事務局 委員長のご指摘のとおり、過去から児童発達支援センターの設置に向けた取組は、障がい福祉課と子育て応援課と検討等しながら準備を進めている。現在は子育て応援課が主となり、運営の段階に入っているところである。確かに、43pの記述との整合性等を考えると実績として記述をしてもよいと考える。実際に令和4年度から準備に向けて、各機関との協議を重ね、施設の準備に向けて取り組んできたので、記述について改めて検討をしたい。

こども基本法の関係もあるが、特にこども家庭庁ができたことで、そちらに障がい児支援の施策も移っている現状である。その件についてもどのような形で計画に盛り込むことができるのか、また盛り込むことによってさらに充実した計画の内容になるのか、その二点を含めて検討を進めたい。

補足であるが、児童発達支援センターも当初は福祉センターが実施していた幼児・親子教室を利用していた人たちが移行してくることが多かった。最近特に利用者が伸びてきている。毎日通所の方から個別療育も充実して伸びてきているので、軌道に乗ってきていると実感している。

委員長 ありがとうございます。他に意見はあるか。

委員 計画について、設置状況など、発達障がいも含めて挙げていただいていることはありがたいことである。私も学会に参加した際に、厚労省、こども家庭庁の方から、今年度は様々な改定があり、大変であろうという話を聞いた。

子ども子育て会議にも長年参加しているが、そこでいつも伝えていることは、発達障

がい児の子どもが二人いる私の目の前の状況が、この計画によっていかに変わるのかということが全てである、ということである。実績があり、現状が変わっていないというのであればそこには何かしらの違和感があるだろうと考えているので、実際に取り組んでいただく現場の方々、目の前で支援してくださっている方々にまでいかに届けていくかということが大きな課題である。

それを踏まえ、計画の 33 p に入れていただいている医療的ケア。児童発達支援センターも同様で、どうしても作る事が目的になってしまいがちであるが、できてからどのように運営、支援がなされていくかということの方が大切であると考えます。

私は保護者支援、子どものサポートを含めて保護者に関わらせていただいているので、現状の様子をそのままお聞きしている。12 月の子ども子育て会議でもお伝えしようと考えているが、現状、私が見聞きする中で注目する所はやはり病院である。先日話を伺った方からこのような場で発言をする許可は得ているので、お話をさせてください。思春期以降のグレイゾーンの子どもは社会的にうまくいっていない。ADHD 傾向が強い子どもが、たまにしか行かない病院で、ドクターに対しソババア等と言ってしまった。その時のドクターの対応は「喋らな帰られへんで」と返したそうである。その後、「警察を呼んできて」と言うと、ガタイのよい職員がきて、そこからは少し大人しくなりそのまま受診は終了したそうであるが、親から相談を受けた。「うちの子どもはこうして高圧的に言わないということを聞けないのですね」という内容で、親からすると、専門的な知識があるだろう方、もしくは立場が上の方がそのような高圧的な態度を取られると、それが正しいのだと受け止めてしまう。その親には私からきちんと丁寧にご説明はさせていただいた。

たとえば、強度行動障がいについても知的障がい重度の子どもであれば、その芯は幼児期からあるし、そうした関わりが継続することによって発症するのである。知的に境界層以下の児童であれば、DBD マーチに突入していくことが目に見えているのだが、その児童は信頼関係があって関わる先生には、きちんとコミュニケーションが取れるのである。だから、関わり方の対応について、計画の中にも書いていただいているが、泉大津市内の現状で、専門家の先生と呼ばれる方が一体どの程度の知識があるのか、もしくはどのような関わり方であるのか、疑問を感じている。

今年度、私どもの法人で、よこはま発達クリニックの佐々木先生に指導をお願いをしたのであるが、最終的におっしゃっていたことは「お互いがパートナーシップを持って子どもたちを支える」「穏やかに」ということであった。穏やかな対応をすることが大前提であり、高圧的な態度でおとなしくさせることが各専門機関で常態化しているのではないかと強く思っている。また、その高圧的な態度で接する専門家を見聞きした親が、同様に間違えた対応をしてしまうことにつながるので、第三者が入る場所でのコミュニケーション、先生方同士でのパワーバランスがとれた状態での話し合いの場、協議の場が必要であると考えます。

委員長 貴重な、実際の場面での現状を踏まえた意見であった。

委員 確認をさせていただきたい。16 p、就労継続支援 B 型事業所における報酬の平均額が記載されており、令和 4 年度の実績が 1 万 4,734 円とかなり上がっているのだが、事業所数も同時に増えているはずである。そのような状況で事業所が工賃を上げる

ことができている要因を教えてください。

事務局 昨今、工賃向上が特に求められており、それに応じて各事業所の報酬にも影響してくるので、報酬の改定もあった。各事業所も経営にかかわる事であるので、取組については努力をされているようである。特に今までの泉大津市内の就労継続支援B型事業所であれば、様々な軽作業の請負などで工賃が入ってくる。もちろん比較的低賃金で業務を請け負っておられるというケースが多かったのだが、泉大津市内にはないような独自の取組で新しい収入を確保する方法を導入した事業所がある。もともと企業が母体となっているB型事業所であれば母体となった事業所からの仕事等をいただくことで比較的高い工賃で、障がい特性に応じた仕事をするという形で事業所・企業間のお互いがよい関係で事業所運営ができ、利用者も工賃を得られるという仕組みを取っている事業所もある。それらにより、急速に収入の増加がここ最近図られている。

委員 障がい福祉計画は、まず国の定めた基本方針があつて、そして大阪府の基本方針や計画があり、成果目標等を定めている。今回データとしても示されていたが、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は年々増加している状況であり、39pに精神病床における1年以上の長期入院患者数、大阪府目標をそのまま市の目標として掲げられている。精神障がい者の手帳所持者がかなり増えていく見込みと、今までの取組として地域移行を進めてきている中で、今残っている精神病床における長期入院患者はかなり重症の方が多いのではないかと考える。しかしまだまだ地域移行の数値目標を上げていき、一方で実際には精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は増加していくので、難しい問題であると思うが、この数値目標について、今後の考えをお聞きしたい。

事務局 おっしゃるとおり地域移行について、精神病床から地域に、という流れは過去から続いていたもので、さらに昨今ではその傾向が加速されている状況である。ただ、従前のように、比較的病状の軽い方は福祉サービスをそれほど使わなくても、訪問看護を利用したり、通院をしたりしなから地域で暮らしていけると思われる一方、これから精神病床からの地域移行を進めていく場合にはおそらく難しく、それなりに障がいまたは医療のサービスを使いながら地域移行を進めていくことになるだろうと考えている。そのために、地域移行のサービスである地域移行支援、地域定着支援や、現在のところ泉大津市では利用実績はないのだが、自立生活援助という一人暮らしをするための準備、練習をするためのサービスや、重度障がいをもつ人にも対応したグループホームの拡充などを、様々なサービスを投入しつつ、地域での暮らしを支えていく。そのようなことが、国全体として今求められているのである。特に精神病床もそうであるが、関東でも虐待、暴行等がある劣悪な病院に入院させられている事例が最近でも続いている発生しているとのことである。今はもう一部だけかもしれないが、そのような行き場のない方を安易に入院させることも実際にある現状である。それを今後はより解消していく為にも、福祉、在宅での医療サービス、地域の医療サービスも含めて、その人らしい、人権、適切な権利擁護の図られた生活を我々も進めていくし、求められていることではないのだろうか。

委員 精神病床からの地域移行については難しいことであるとは思っているのだが、もう2点伺

いたい。

就労移行について、41 p で就労移行については令和3年度で19人の実績があり、これの1.28倍が数値目標として定められている。しかし実際にはこれは国が定め、それを受けて大阪府が定めた数値であり、市にも事情があるのでそれを変えることはできると思うのだが、市独自の数値ではなく大阪府の数値をそのまま使っている。これは実現可能な数値であるのか。

事務局 大阪府全体での見込量は、もちろん算定をして、大阪府でも検討を重ねた上で設定しているものである。それを地域にある程度落とし込んでいくことがまず前提としてある。従来もそのような形で、泉大津市としての目標値も、大阪府の計画とすり合わせながら定めてきている。特に今回の実績、令和8年度末における目標値も、令和3年度に比べると増えている。ただ先ほどG委員がおっしゃっていたように、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数の増加が引き続き見込まれていること、昨今の障がい者雇用のあり方についても、法定雇用率がどんどん上がっていきたくらいと言われている。その中で、より福祉サービスから一般就労へ、もちろん一般就労と言っても手帳を所持した上での障がい者雇用という形態ではあるかと思われるが、就労移行のサービスを使いながら一般就労への移行は、国全体で進めていくべきことである。障がい者雇用を進めるにしても大事になってくるので、それを行っていくためにも就労移行支援事業等を使いながら、一般就労を目指していくことも求められていることであろうと考えている。

これまでも、就労継続支援A型、B型で頑張っていた方も、就労移行支援のサービスを使いながら、一般就労、障がい者雇用を目指してみようという気持ちになるのだと思うので、それを我々としても応援していかなければならない。

特に最近では、就労移行支援になかなか通所できない方についても、ネット等を使って在宅でもリモートでの支援を受けられるサービスも出来てきており、それを活用しながらより社会で障がいを持つ方が活躍していけるよう、我々としても施策を推進し、応援していきたいと考えている。

委員 共生社会の実現のためには一般就労への移行はとても大事になってくると思うので、引き続き取組をよろしく願いいたします。

委員 長 表現上、どれだけ載せることができるかという課題もあるかとは思いますが、ご検討いただきたい。

委員 先ほどの就労移行の件であるが、この人数は市内で就労移行サービスを利用されている方ということであるか。

事務局 そうである。

委員 私どもの会にもいらっしゃるのだが、親や本人が、他市の事業所利用を望んだ場合もあると思われる。違うところに生まれたときに、そのニーズをきちんと汲み上げてもらえるかということは最近、課題として強く感じている。もちろん、数値的な目標はとても大事なことであると思うのだが、やはり本人、家族が安心して預けられる場所につないでいただきたいという親としての思いをきちんと汲み取っていただけるのかはとても気になっていることである。現状でも、望んだけれども本人にはうまく伝えていただいたために、このままでよいという決断を本人がなされた。親が疑問に

思って事業者に連絡されても、本人がここでよいと言ったから、ということになってしまう。

目標はとても大事であるとは思いますが、柔軟に事業者が対応できることも大切であると思っているし、家族がここに預けたいという状況、施設が市内で多く増えるとよいと考えているので、引き続きよろしくお願ひしたい。

委員 長
委員

ご要望ということである。他に意見はあるか。

現在、入所施設を減らしていき、グループホームを増やしていくという流れになっている。実際、グループホームの利用の仕方が、今後変わることを期待しているのだが、グループホームは、日中は職員の方がいらっしゃらなくて、どこか事業所に通われているということが前提になっている。平日はそれでよいが、休日世話人さんがいなくて帰れる家がない場合は、そのグループホームから出て移動支援を使って、日中過ごされているという話も聞いたことがある。グループホームは自分の家であり、日中家でゆっくりしたいけれども、休みの日に、ヘルパーさんと一緒に外に出かけないといけないという現状があることを少し耳にしたのである。帰れる家がある方はよいが、土日等に帰れない方は、そのグループホームにすることができずに、日中外に出て過ごさないといけないということが、親としてはすごく不安である。グループホームを増やし、利用の仕方なども見直しが出来ればよいが、現状のグループホームの利用の仕方では、やはり親御さんも不安ではないかと思う。実際、工賃にもつながってくるのだが、グループホームに入るにあたって、工賃が低いと入れないグループホームがあり不安もある。

親亡き後というのは、皆さんすごく心配であると思うが、子どもが安心して過ごせる場所の提供となると、やはりグループホームを増やしていただくのがよい。そこに入れない人がいるようなことにならないようにしていただきたい。やはり、どうしても重度の方が、グループホームに入れないという声を聞くので、重度の方も入れるグループホームを考えていただきたい。

先ほどもおっしゃっていたが、数字だけが動くのではなく中身も充実し、そこにしっかりとついていってほしいという思いでいる。入所施設を本来なら減らしていってほしいはないなとは思いますが、それはここで言っているだけではいけない話だとは思うので、そういう声が少しでも広がって届いてほしい。重度の方は、自分で声に出して言えないことが多いので、声なき声にも、しっかりと耳を傾けた制度になってほしいと思う。

委員 長

数値はあくまでも行政的に、また予算のために必要なものということで挙げていただいていると思うが、そういったことの背景を見ていただきたいというご要望である。よろしくお願ひする。他に意見はあるか。

委員

73p ペアレントトレーニングのところの記載についてである。私どもの法人では、実施して3年目になり、米田先生ともお話をさせていただいている。国のベースは5回の推進がされているかと思う。幼児期は5回で問題ないと思うが、学齢期、思春期以降は5回では正直本当に難しい。5回からが勝負なので、10回で半年間をかけてやらせていただいている。

成人期以降の先ほどの施設の話でもあるが、親御さんがお子さんにどう関わっている

くかというところで、たとえば、軽度、境界、知的に重くない方々が、落ち着いた生活を地域で過ごしていくことが、それこそ重度の方、本来必要である方々に施設をしっかりと使っていただくというところにもつながってくると思っている。

児童発達支援もそうであるが、放課後等デイサービスがたくさん増えていることは、もちろんよいことであると思うが、私は大阪府のメンターもしており、今月は和泉市に行かせていただく。和泉市からのご依頼で、依頼の内容は、預けたまま18歳になってしまい、早く帰ってくるようになって、お子さんをどう育てていけばいいのかわからない親御さんが多いということであった。親御さん自身お仕事をされているかとは思いますが、やはり早期から適切、穏やかな関わり方、その子に合った支援の仕方をお子さんが小さいうちに、しっかりとコミュニケーション取っていただき、子育ての成功体験を積んでいただきたいと思い私もメンターではお話をさせていただいている。預けるところを満たすということは、市として当然必要なことであると思う。保護者の方が子育てをされている生活の中で、一体どのようにそこを支援していくのかということは、とても大切なことだと思っている。市の職員の方々は、平日がお仕事であって、それ以外はできないのは当然であるから、ではそのお仕事がアフターになった時間に、どのようにサポートしていくのかということも、具体的に考えていただかないと、本来必要な方には届かない。

充足を満たすことと、親御さんの不安はずっと続くので、大きくなってしまってからどうしてよいか焦る前に、しっかりと手立てを伝えていただくことが必要と思ひ、私もペアレントトレーニングをやらせていただいている。また、ご一緒に保護者さん方のために、取り組んでいけたらと思っている。

そして75pであるが、自発的活動支援事業を入れていただいていたので、もし私どもがここに当てはまるのであれば、ぜひよろしくお願ひしたい。

委員長 要望でよろしいか。こういう計画の段階なので、計画としてこれを入れてほしいということではなく、今の実践にあたっての情報ということでもよろしいか。

委員 そうである。子育て会議でもそうであるが、こうしてごさいと言ってやってもらえるとも思っていない。上が19歳で子育てが大変で、地域も大変であった。教育も本当に大変であったので、やろうというご意思がどの程度お有りかということをごここに反映していただけたらと思っている。私は自分のできることをやっているの、市として、A委員もそうであるが、私たち親としてここで話させていただくことを、どの程度汲んでいただこうというご意思がお有りなのかを、実績として入れていただければ十分である。

委員長 たとえば、どのように入れたらよいのであろうか。

委員 たとえば、この書き方では私はわからないが、ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムが5回でなされているというのであれば、思春期以降は10回をご検討いただきたい。ピアサポート活動というところが0になっているが、私ども法人では、基本全てがピアサポートなので、こういったところもどのように組み込まれているかわからないが、ご検討いただけたらとも思ひ。

委員長 反映させるとして、回数のところである。

委員 そうである。実績として挙げるのであれば、使っていただけたら実績として付くのか

私にはわからない。

委員長 これは計画に反映すべきなのかどうかということが、まず1つ大事なことであると思う。今おっしゃっていただいたように、できるかできないかわからないが、回数として0のところを増やすことは、今簡単にはできないのであろうか。

事務局 こちらはある程度、先ほども話で出たとおりで、大阪府との計画の調整、すり合わせもあるので、本日伺ったところも含めて載せられるかどうか確認していきたい。

委員長 ご検討いただけるということである。ぜひ、よろしくお願いします。

事務局 あと1つだけよろしいか。B委員とA委員の二人の発言を聞かせていただいて、これは質問の回答ではなく私の所見である。

おっしゃる通り、それぞれのお立場で本日いろいろお話を伺い、ライフステージに応じたそれぞれの保護者様のお悩み、ご苦労、将来への心配などが尽きないということをよく聞かせていただいた。泉大津では、確かに施設の数も充実してきている。ただその中身や、ご本人さんや保護者さんのニーズにあったものが、果たしてしっかりと提供できるかどうかというところは、まだ至っていないところもある。いろんな関係機関との連携など、そういったところもまだまだ薄いなど思っている。今後泉大津の新体制を整えていくには、どうしたらよいのかということも課題になってくるが、その中の1つのツールとして、令和5年4月から児童発達支援センターもできた。今後予定している基幹相談支援センターは、全体的な市の相談支援体制の中核になるところである。こういったものについても、今検討を進めている。もちろんできたから全て100%完璧にとはいかないが、より地域の声も聞けるようになって、施策にも反映させやすくなる点では期待できるのではないかと思っている。

委員長 よろしいか。今、関係機関との連携というのが出てきたので私が思ったことである。教育機関というのが1つも入っていない。これは教育委員会、行政的なまたは学校との特に児童で言うと、9年間というのが学校は非常に大きい存在である。そことの連携が、非常に大事になってくると思う。実は教員もあまり知らないのである。たとえば教育委員会と連携中で、福祉施設枠とはどのようなものなのかということもしっかりと伝えていかないと、保育所等訪問支援については教員も知らないことが多い。そのようなことも含めて、福祉施策を教員が知っておくというのは、大事なことである。教育との連携、教育機関との連携が、特に児童のところでは不可欠である。その記述が全然ないことが少し気になるのである。やはり充実のために教育との連携は、必然的であると思うし、教育機関も知っておいてほしい。そうしないと、教育と福祉が分かれてしまうことが少し気になる。本当はここに教育委員会がいてもいいと思うのである。そこでつないでいくところで考えたときに、大阪府の中でも話題になっている1つはサポートブックで、いわゆる母子手帳の拡大版のような形をずっと作り上げていくものである。そのサポートブックが、小学校に入ってきたときに個別の教育支援計画に連動していくなどずっと作っていくことによって、20歳の障がい者年金でいろいろ資料を出すときに、それが非常に有効であるということも言われている。そのような教育なども含め、関係機関との連携を切れ目のない支援として、泉大津市はわたしノートというものがある。それはどのように活用していくのか、どこも記述がないのである。成人まで含めて、ずっとつないでいく上で非常に大事なこと

- であるが、その記述がないのであまり方針としては入ってきていないのであろうか。
- 事務局 まず、学校との連携についてである。手元には令和4年度の実績しかないが、教育支援センター、指導課との情報交換会も定例的に年4、5回行っている。子育て応援課についても就学で70名に配布や相談も行い、親子教室に来ていただいたときにお渡しして活用している。指導課ともどのようにするか、このわたしノートがうまく活用できるかというのも協議しながら改善をしているのが現状である。しっかり活用していけるように今後も進めていきたいと思っている。
- 委員長 実は、わたしノート作るときに私も少し関わったことがあり、教育に私も関わっている。そことの連携というのがほとんどないので、やはり何かどこかに記述があってほしいなという要望である。結果、なかったものはもう仕方がないと思う。
- 事務局 昨年、実は障がい福祉の施策の中期的な目標となる障がい者計画というのを策定している。第5次障がい者計画が今年スタートし、7年間の計画であるが、今回のような具体的な数値目標などではなく、泉大津市としては中期的な取組として記載している。その中では、教育委員会、市の様々な部署との連携、今後の目標も少しぼんやりしてはいるが、障がい者・児の取組を市として取り組んでいきたいと思いますということに記載している。ある程度、そのあたりは統一、共有できていると思っているところである。ただ、皆様のご意見も含め、この第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画にそういったところも盛り込めないかまた考えたい。確かに委員長がおっしゃった通り、保育所等訪問支援は名前からして保育所のイメージが強いが、これは小学校や教育機関でも活用できるため、円滑な義務教育の課程を送る上でその利用者、その生徒さん、教員の方にとってもよい制度になっていくものということでできた制度と認識している。今後、もっと活用していくために教育委員会との連携は、より意識していきたい。
- 委員長 せっかくなのでC委員、意見や感想があれば出していただきたい。
- 委員 本日来られてよかったと思っている。私も今まで健常者であったが、事故で障がい者になったので、健康な体から不自由な体になるということは大変である。しかし、それに負けず今まで通り健康な体で頑張っていきたいと思っている。
- 委員長 それではD委員からお願いします。
- 委員 33pの児童発達支援センターが令和5年度に設置されると記載があるが、この場所はどこに設置されたのであろうか。
- 事務局 設置されている場所は旧の戎保育所の跡地、高津町である。
- 委員 それと、基幹相談支援センターの設置に向けてとあるが、これは、地域包括支援センターとの連携などができるものであるか。
- 事務局 すごく簡単に言うと、介護保険でいう地域包括支援センターの障がい福祉版のような、そういったところである。当然、障がいの分野も介護の分野も、密接につながりがある分野なので、そこは逆に連携しないと仕事が円滑に進まないと思っている。今後、地域包括支援センターと一緒に取組、支援は進んでいくのではないかと考えている。
- 委員長 E委員からお願いします。
- 委員 精神障がいの施設についてである。病院に入院していて、地域に移行するという長期

入院は、数字的には 100 人不足ぐらいの数字になっていると思う。地域移行はある程度できているように思っているが、地域移行と言っても、実際はだいたい親掛かりである。そういう現状は、実際に自立した生活をしていないわけではない。通院は本人が一人で通院ができて、だいたい安定した生活はできていても、まだ病状に波があり、またいつ入院するほど状態が悪くなるかわからない。見守りが必要であるかは個人にすごく差があり、就労移行というのは夢のまた夢である。そういう状態の方が大多数である。私のところの家族会もひまわりハウスという、就労継続支援B型など就労の母体があるが、そちらに毎日通えている方がいらっしやなくて、なかなか状態がよろしくないのである。まあまあ自分らしく生活、なんとか生活できているかなという状態であるため、個人的な希望としては知的とか身体障がいの方の居住を、そのような場を、まずは1箇所から整えていただきたい。そこでずっと一生ではなく、まずそこでなんとか自分で生活をして、そこを足掛かりに一人もしくは、その方たちとグループで生活できるなど、自立への足掛かりになる場をなんとか設けていただけるような試みをお願いしたいと切に思う。よろしく願います。

委員長 長 ご要望ということで、なかなか簡単ではないと思うが、その背景を知っておいていただきながら引き継いでいただけたらと思う。

それではF委員から願います。

委員 障がい福祉サービスの事業所が増えてきて、昔はそこにしか行くところがない状態であったが、それが選べるような時代になってきたのである。そのサービスの事業所ごとの違いもあり、それぞれの事業所での質の向上をしていただきたい。周りができてもやはり中身であると思う。障がい児、障がい者の方それぞれ皆タイプが違うので、個人に合う充実した生活ができ、向上していける事業所であってほしい。

委員長 長 ご意見をいただいた。他に、この計画の策定において要望や意見などはないか。

委員 何pかは不明であるが、コーディネーターが一部で設けられていると記載があった。そもそも利用しようとしたときに、今おっしゃったように合う合わないがもちろんある。そのお子さんに適切な利用ができる場所をコーディネーターという大げさであるが、そういうお子さんを身近に見て、関わっていた方が適切などころを選んでいただくことがすごく大切である。一人ひとりを丁寧に我が子のように見ていただいて、導いていただきたい。将来あるお子さんなのでよろしく願いたい。

委員長 長 確かにそうである。1つのマッチングとして、そこへ合わなかったらそこで止まってしまう。臨機応変に周りをつないでコーディネートをしていただくような方というのは、行政的にもそのような役割もあるのかもしれないが、全面ストップになってしまうようにしていただきたい。これはもう本当に切実な思いである。

事務局 おっしゃる通り、色々な福祉サービスを利用して生活していくためには、その人それぞれに応じた支援体制が望ましいと思う。第一に大切なのは相談支援の体制である。このあたりは大阪府も力を入れており、色々な障がいの特性、背景もしっかり理解して支援にあたっていただくように、その体制とスキルの向上は大阪府を中心として進めているところである。相談支援がしっかり機能すれば、障がいをお持ちの方のそれぞれの背景、状況に応じて、ご本人の意思を尊重して支援を検討していけると思う。そうすると、たとえばA委員がおっしゃっていたように、親亡き後どうするのか

についてもしっかりフォローしていけるようになっていくのではないかと思っている。もちろん、それ以外の障がい福祉サービスについても同様である。今は多様な障がい福祉サービスが地域にできてはいるが、特性や障がいの重い、軽いそういったところもしっかりとフォローしながら支援していける体制は、市としても十分支援していかなければいけないところである。

委員 長 コーディネートしていくというのは、行政の担当者の方々は部署変換や転勤があるのでなかなか難しい。そこで2、3年で途切れたら困るという思いが正直ある。ずっとこの人に聞いたらわかるという、そのようなコーディネートができる人たちがいたらよい。よろしく願います。

委員 計画の書き方についてである。18pから21pに増減と記載があり、矢印で表していただいているが、これは誤解を招いたりしないのかと思う。たとえば18pの同行援護のところである。利用人数が令和3年26人、令和4年26人、令和5年の8月時点は27人で、1人だけ増えているが、これで矢印が上を向くのである。あと、この1人だけ減ったものでいうと、19pの就労移行支援は4つ目にあるが、令和3年29人、令和5年は28人で確かにマイナスといえればマイナスであるが、ほぼほぼ変わっていないのである。それが30人や100人変わっているのであれば、本当に上向きの矢印で良いと思うが、1人2人の増減をこれで見ると非常にややこしい。個人的には誤解を招かないかなと思う。おそらくわかりやすくしようと思っただけのことであると思うが、皆さんはいかがか。矢印がない方がもしかしたらよいかもしれない。それが増減の数値を載せる方が、まだよいのではないか。色分けは色分けでされたらよいと思う。

委員 長 確かにそうである。それもプラス何人マイナス何人というようにするのかまたご検討いただきたい。

委員 23pの4番、意思疎通支援事業についてお尋ねしたい。これは手話や要約筆記者で目の見えない方のサポートに限られているが、こちらに限られたものであるか。たとえば重度の知的障がいがお有りであれば、発語や表出に課題があり、しっかりとご本人の意思を含み取れない方がたくさんいらっしゃる。知的境界ぐらいのお子さんであれば言われていることにイエスと答えてしまう場面が多いと思うが、他の障がいにも当てはまるような意思疎通支援の事業ということなのか、この手話に限られたことでの事業なのか、どちらかお尋ねしたい。

事務局 基本的には、地域生活支援事業という国から示された事業の中でのお示しである。

委員 長 手話、聴覚障がいのみに限られているということである。
他に意見がなければ、次に進む。

—事務局から「パブリックコメントの実施」について資料説明—

委員 長 そこからまた色々な意見が出てきたことを踏まえて、また修正するかどうかを検討になるかと思う。
他に意見がなければ、次に進む。

—事務局から「その他」第3回の策定委員会の予定について資料説明—

- 委員長 全体としては終了したが、何か言い残していることはあるか。
- 委員 会議のことについて、市の方にお考えいただきたい。前回の会議も参加させていただき、私も子ども子育て会議に参加しているが、一般論として、先生がやってくださって客観性が保てるような場での会議であると思う。私個人としても、アクトおおさか運営をされている社会福祉法人の北摂杉の子会や、理事長の松上さんのお話を聞くこともある。基本的に社会福祉法人というのは、地域の課題に向けて取り組むためにお金をもらって運営されている。そのため委員の先生がいらっしゃらなくても、子育て委員のときは副委員長が先生がいらっしゃるので安心であると思うが、会議の運営について、客観性が保てるような場を作るということをお願いしたい。ご検討いただければと思う。よろしく願います。
- 委員長 ご要望ということでよろしいか。
- 委員 そうである。
- 委員長 来年からは必須になるであろうし、大阪府はもう条例で変わっていると思うが、障がい者差別解消協議会、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律である。大阪府は条例で、合理的配慮は民間も全て必須になった。そのあたりはどこかに記述があるのか。合理的配慮がもう当たり前になるということを前提にこの施策はあると思うが、前の施策との違いは、民間企業や一般企業は、どちらかと言えば努力義務だったものが義務になる。昨年から、そのあたりの記述は必要ないのであろうか。
- 事務局 この素案の2pをご覧ください。カッコに関連計画とあり、そちらの図である。今回は第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画と記載しているが、それをひくくめた大きな中期的な計画である第5期障がい者計画、こちらで障がい者に対する権利擁護の関係について記載がある。それと、今回の85pもご覧ください。85pの数字、5障がいへの理解促進、啓発というところで大阪府差別解消ガイドラインにおける不当的差別取り扱いのことや、障がいの理解促進、差別解消に向けての記載もさせていただいている。大きくは、第5次障がい者計画の中でそういったところにも触れていくことになっている。
- 委員長 義務になったということがわかればそれでよいと思う。当然前からあるわけである。ただ、もう努力義務ではなくなったということが大事であると思ったので、伝えさせていただいた。
- 事務局 権利擁護に関して、泉大津市では障がい福祉課の事業として、令和5年度から暮らしやすい地域づくり推進事業というのを始めている。これも合理的配慮の提供に資する施策ということで、市内の事業所や、店舗、医療機関のバリアフリー化のための設備などの補助の事業も開始している。それに伴い事業所の説明の際に、障がい者差別解消法、民間企業の合理的配慮の提供が義務であることも、市内で周知活動をしている。地道ではあるが、障がい福祉課として差別の解消や、障がいのある方がより地域で暮らしやすいように頑張っていきたい。
- 委員長 他に意見がなければ、これで第2回策定委員会を終了とし、進行は事務局にお返しす

事務 局 第2回目の泉大津市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定委員会
を終了とさせて頂く。

以上